

官報

号外 昭和二十二年十一月十六日

○第一回衆議院會議録第五十九号

昭和二十二年十一月十五日(土曜日)

午後二時三十分開議

議事日程 第五十八号

昭和二十二年十一月十五日(土曜日)

午後一時開議

第一 農地開墾営團の行方農地開墾事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案 (内閣提出、参議院送付)

第二 國際電氣通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第三 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 失業手当法案(内閣提出)

第五 失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 諸般の報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

昨十四日委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出)漁業法の一部を改正する法律案

水産委員会に付託 (内閣提出)健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案 厚生委員会に付託 (内閣提出)所得税法の一部を改正す

官報号外 昭和二十二年十一月十六日 衆議院會議録第五十九号

議長の報告 船員中央労働委員会の委員を充てる件

農地開墾営團の行方農地開墾事業を政府にお

七五五

る等の法律案

(内閣提出)非戦災者特別税法案

(内閣提出)昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案

(内閣提出)印紙等模造取締法案

(内閣提出)持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案 以上五件

財政及び金融委員会に付託

貯金法案

(明詔を省略した報告)

一、去る十三日片山内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り宛令があつた旨の通知を受領した。

経済安定本部副長官 堀越 貞三 厚生事務官 中川 善治

第一回國會政府委員を命ずる。

一、去る十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

労働委員 小澤佐重喜君

一、去る十三日議長において、常任委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

労働委員 菊地 義郎君

一、昨十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

漁業法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する等の法律案

非戦災者特別税法案

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案

印紙等模造取締法案

持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案

一、昨十四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

郵便貯金法案

一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一、被災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

補助貨幣損傷等取締法案

一、入紙製造取締法案

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 昨十四日内閣総理大臣より、船員中央労働委員会の委員に、明年三月三十一日まで、参議院議員板谷順助君を充てるため、議決を

得たいとの申出がありました。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

第一 農地開墾営團の行方農地開墾事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案 (内閣提出、参議院送付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、農地開墾営團の行方農地開墾事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事大島義晴君。

農地開墾営團の行方農地開墾事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案 第一條 政府が農地開墾法第四十四條第一号の農地開墾事業で農地の造成に係るもの用に供されている土地(当該土地の上にある物件を含む)又は当該事業によつて造成された農地で農地開墾営團の所有に属するものの譲渡を受けたときは、当該土地物件は、自作農創設特別措置法第三十一條の規定による未墾地買収計画により同法第三十條の規定によつて買収したものとみなす。

前項の譲渡を受けた土地の対價の支拂については、自作農創設特別措置法第四十三條の規定を準用する。

前項の規定により政府の発行する証券は、これを自作農創設特別

措置特別会計の負担とする。 第二條 政府は、農地開墾営團から農地開墾法第四十四條第二号の農地開墾事業を引き継いで行うときは、政令の定めるところにより、当該事業の施行地区をその区域の一部とする都道府縣に、当該事業の費用の一部を負担させることができる。

都道府縣知事は、政令の定めるところにより、前項に規定する事業に因つて利益を受ける者に、その受ける利益の限度において、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

前項の処分を受けた者は、当該処分について異議があるときは、都道府縣知事に対して異議を申し立てることができる。但し、その処分を受けた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

第二項の負担金は、賦税納付処分の例により、これを徴収することができる。但し、先取特権の順位は、國税に次ぐものとする。

附則 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、この法律公布の日から三十日を経過しない間の日でなければならぬ。

農地開墾営團の行方農地開墾事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔都合により第六十四号の末尾に掲載〕

大島農務局長登壇

○大島農務局長 たいしまより、本日、農地開闢法第四十四條第二号の農地の改良を目的とする農業水利施設の建設、廢止または変更等の事業を引継いで行ふときは、この事業の費用の一部を都道府縣に負担させることができ、都道府縣は、さらにこの負担金の一部を、この事業によつて利益を受ける者に、その受ける利益の限度で負担させることができるのであります。

農地開闢法は、昭和十六年、食糧事情より早く緊迫せる情勢下、食糧自給の強化をはかるため、大規模な農地造成改良事業を計画的に遂行する目的で、農地開闢法に基き、資本金三千万円、うち政府出資一千五百万円の國家代行機關として設立され、爾來現在まで六箇年間にわたり相當の成績を収めてまいつたのであります。

その実績を二、三の数字について見ますに、まず農地開闢法による事業においては、農地造成事業が、地区數二百四十七、造成面積田畑合計一万七千八百八十六町歩、農業水利改良事業が、地区數二十四、受益面積積十五万八千町歩でありまして、次に緊急五箇年開拓計画に基く開拓事業においては、昭和二十年から本年七月までの間に、受拓地区數五百四十五、造成田畑二万八千町歩に及んでゐるのであります。

しかるに、國土資源の合理的開闢の見地に立ち、眞に恒久的政策として開拓事業を観望するとき、その本来の性質上、やはり政府みずからの責任においてこれを実施する体制を徹底させることが妥當であると思われ、また一面、御承知のごとく営團という特殊法人は逐次解散され、公團その他の形式に移行してゐる現状にあり、またこの農地開闢法に關して、またこの

の一般方針に即應して閉鎖機關に指定されたのであります。ここに於いて、農地開闢法に關する農地開闢法第四十四條第二号の農地の改良を目的とする農業水利施設の建設、廢止または変更等の事業を引継いで行ふときは、この事業の費用の一部を都道府縣に負担させることができ、都道府縣は、さらにこの負担金の一部を、この事業によつて利益を受ける者に、その受ける利益の限度で負担させることができるのであります。

以上をもつて本法律案の要旨に關する説明を終りますが、この際、今後における開拓の基本方針、予算關係、北海道、岩手の拓殖計画等々に關連して農林委員会と政府側との間に行われた質疑應答中の主要なる事項につき御報告申し上げます。

まず第一に、從來の開拓政策の欠陥は、その經營主体が農地開闢法に基き、市町村等にわかれ、統一がなかつたことである、今後は國家の手で強力に遂行してもらいたい、これに對する政府の所見いかんという質疑に對して、今後は基本施設については國家が直轄してこれを行い、實際の開墾については農業者みずからこれを行ふ方針でいく、また畜産、林業等の担当部門とも密接な連繫を保ち、総合的計画を立てるつもりであるという答弁でありました。

質疑の第二は、開拓補正予算に關する政府の方針を説明されたい、というのに對して、政府の答弁は、予算の一般編成方針に即應し、本年度予算補正は最小限度に止めたが、現在入植者及び今後の入植者の首尾には支障のないようにくふうするといふのであります。

次に、政府は農地開闢法に關する

質疑の第三といたしましては、北海道開拓方針の変更に伴う機構の改革、運営方針につき説明せられたら、というのに對する政府の答弁は、北海道の開拓については、七月以降農林省直轄となり、他の都府縣と同一方式をとることになつた、しかし、北海道開拓の重要性に鑑み、知事のもとに特に同を設け、そのもとに三つの部を置いて実施するより準備中である、北海道の現地事情を中央に反映せしめるため、中央、地方の人事交流についても考慮する、河川、港灣關係との調整は、委員会を設置して行ひ、また畜産、林産、農林工業との総合的運営についても、北海道の特殊事情に鑑み十分考慮したいといふ答弁でありました。

第四に、岩手山麓の開闢に關し具體的計画があれば伺いたいといふ質問に對して、仙臺の農地事務局で総合計画を立案中である、農林省所管以外の事項については目下協議中であるとの答弁でありました。質疑應答中の主要なるものは、以上のごとくであります。

本法律案は、九月二日農林委員会に付託せられるや、二十二日提案理由の説明を聴取したる後、予備審査を続行中のごとくでしたが、十一月五日衆議院を通過、本院に送付されましたので、十一月十二日政府委員を招致して本法律案に關する若干の事項について疑義を質したる後、討論を省略してただちに採決に入りました。しかして農林委員会は、農地開闢法は現に閉鎖機關に指定せられ、政府はすでにその業務を引継ぎ續々実施中であるので、對價の支拂方法、経費の負担等に関し細部の

規定をつくることは、これを當然の措置である認め、全員賛成、政府原案の通り可決するに至つたのであります。

以上、農地開闢法に關する農地開闢事業を政府において引き継いだ場合の措置に關する法律案を可決するに至つた経過の概要を御報告いたしました。御賛成あらんことをお願いする次第であります。(拍手)

○議長(松岡詢吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(松岡詢吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第二 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第三 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡詢吉君) 日程第一、國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律案

右両案は同一の委員会に附託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長小野孝君。

國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律案

第一條 國際電氣通信株式會社又は

第一條 國際電氣通信株式會社又は

日本電信電話工業株式会社の事務を政府に引き継いだ時、現にこれらの会社の社員であつた者でその退職の際、退職についての給與を受ける権利を放棄して恩給法の公務員に就職した者に、恩給法を適用する場合には、公務員としての在職年数の計算については、その在職年数に社員に就職した月から公務員に就職した月の前月までの社員としての引き続いての在職年数を加えたものによる。

前項の社員とは、同項に掲げる会社の職制による社員（準社員を除く。）をいう。

第二條 前條に掲げる会社は、政令の定めるところにより、同條の規定の適用を受ける社員が、当該会社の職員に就職した月から同條の規定による公務員に就職した月の前月までの期間、政府職員として在職し、同條の規定による公務員に就職した時退官したものとす。場合に、これらの者が受けるべき恩給その他の給與の額を参照して大蔵大臣の定める金額を、國庫に納付しなければならない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、國際電氣通信株式会社に係る部分は昭和二十二年五月二十五日から、日本電信電話工業株式会社に係る部分分は昭和二十二年六月五日からこれを適用する。

國際電氣通信株式会社の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案

(内閣提出)に関する報告書
〔都合により第六十四号の末尾に掲載〕

恩給法の一部を改正する法律案
恩給法の一部を次のように改正する。

〔裁定官廳〕を「裁定廳」に、「内閣恩給局長」を「總理恩給局長」に、「關係官廳」を「關係廳」に改める。
第十六條第三号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾啞學校、養護學校及幼稚園」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第十八條第三項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾啞學校、養護學校及幼稚園」に改める。
第二十條第一項中「官ニ在ル者」を「官ニ在ル者又は國會議員」に改める。
第二十二條第一項中、「幼稚園」を削り、同條第二項中「官立」を「國立」に改め、「又は幼稚園」を削る。
第二十三條第二号を次のように改める。

二 簡視タル國會議員
同條に左の一号を加える。
五 經濟監視官補タル地方事務官
第二十五條第一号中「ニ在リテハ任官」を「ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命」に改め、但書を削る。

第二十六條第一項第一号中「ニ在リテハ免官、退官又ハ失官」を「ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官」に改め、但書を削る。

官又は失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職」に改め、但書を削り、同條第二項中「ニシテ官吏タルモノ」を削る。
第四十條第一項中「第三十三條、第三十八條及前條」を「前三條」に改める。
第四十九條第二項中「准文官及準教育職員」を「別列ノ定ナキ公務員及公務員ニ準スヘキ者」に改める。
第五十一條第一項に左の二号を加える。

三 彈劾ニ關スル法令ノ適用ニ依リ退職シタルトキ
四 會計検査院検査官職務上ノ義務ニ違反スル事實ニ付會計検査院法第六條ノ規定ニ依リ退職シタルトキ
第五十九條第二項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾啞學校、養護學校及幼稚園」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第六十二條第三項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾啞學校、養護學校及幼稚園」に改め、同條第四項中「中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校」を「高等學校又ハ之ニ類スル各種學校」に改め、同條第五項を削る。

別紙第二号表及び第五号表乃至第八号表中「親任」を削る。
附則
第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十六條第三号、第十八條第三項、第二十二條、第五十九條第二項及び第六十二條第三項乃至第五項の改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第五号の改正規定は、同年五月二日から、第二十四條第一項、第二十三條第二号、第二十五條、第二十六條、別表第二号表及び第五号表乃至第八号表の改正規定並びに附則第六條の規定は、同年五月三日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による學校又は幼稚園の教育職員及び準教育職員については、第十六條第三号、第五十九條第二項又は第六十二條第三項乃至第五項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
第三條 第六十二條第三項又は第四項の改正規定の適用については、同條第三項の改正規定による勤続在職年数は、従前の同項の規定による勤続在職年数を含むものとする。
第四條 昭和二十二年五月二日に於いて現に公職員たる者が、引き続きこれに勤続とみなす。
第五條 従前の親任官については、別表第二号表又は第五号表乃至第八号表の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
第六條 昭和二十二年法律第七十七号附則の一部を次のように改正する。
第九條を削除する。

二十二條、第五十九條第二項及び第六十二條第三項乃至第五項の改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第五号の改正規定は、同年五月二日から、第二十四條第一項、第二十三條第二号、第二十五條、第二十六條、別表第二号表及び第五号表乃至第八号表の改正規定並びに附則第六條の規定は、同年五月三日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による學校又は幼稚園の教育職員及び準教育職員については、第十六條第三号、第五十九條第二項又は第六十二條第三項乃至第五項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
第三條 第六十二條第三項又は第四項の改正規定の適用については、同條第三項の改正規定による勤続在職年数は、従前の同項の規定による勤続在職年数を含むものとする。
第四條 昭和二十二年五月二日に於いて現に公職員たる者が、引き続きこれに勤続とみなす。
第五條 従前の親任官については、別表第二号表又は第五号表乃至第八号表の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
第六條 昭和二十二年法律第七十七号附則の一部を次のように改正する。
第九條を削除する。

第十條中「普通地方公共團體」の下に「又は特別区たる特別地方公共團體」を加える。
恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により第六十四号の末尾に掲載〕

〔小野孝君登壇〕
○小野孝君 たいま議題となりました國際電氣通信株式会社の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、同案の内容を簡単に申し上げますと、國際電氣通信株式会社の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案については、さらに連合國最高司令官より日本國政府に対して送せられた覚書によりまして、國際電氣通信株式会社が日本電信電話工業株式会社の通信事務を政府において引受けることとなり、これに伴ひまして、通信事務を行うために必要な両社の職員をそのまま政府職員として採用するのであります。これらの職員については、従來の会社において在職した勤続年数に関する利益をそのまま留保させ、一般政府職員と同等の公正な待遇を與える必要があるため、会社退職の際一時退職金の支給を受ける権利を放棄した場合には、それらの者がさらに公務員を退官した際、会社の社員としての在職年数を公務員としての在職年数に通算して恩給の計算をすることと

したものであります。なお退官手当てにつきましても、閣議決定によつて同様の措置をいたすこととなつておりますが、これらの措置に伴ひまして、会社職員としての在職年数についての恩給金及び退官手当ての見返り財源として、大蔵大臣の定める金額を会社から國庫に納付させる必要がありますので、これに関する措置を併せて規定したものであります。

次に、恩給法の一部を改正する法律案であります。これは恩給法の実質的な内容の改正ではなく、諸般の制度改正に伴う事務的な改正であります。すなわち第一は、國會議員に関するもので、國會議員の恩給につきましても、前議會におきまして暫定的な取扱いを定めたのであります。今向國會議員法等の制定により、その身分取扱いが一般政府職員とほぼ基準を同じくして確定いたしましたので、一般政府職員と同一恩給制度のもとに恩給を給することとしたのであります。

第二は、学校教育制度の改革に伴う改正であります。新制の公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び幼稚園の教育職員につきましては、恩給法における取扱いは従前の公立の國民学校、青年学校、幼稚園、盲学校、聾学校の教育職員と同様にいたし、また新制の公立の高等学校及びこれに類する各種学校の教育職員につきましては、恩給法における取扱いは従前の公立の中等学校の教育職員と同様にいたしたのであります。

第三は、経済監視官補の新設に伴うもので、新たに設置せられました経済

監視官補は、その職務内容及び身分取扱いから見まして、恩給法上警察監視職員として指定することとしたのであります。

第四は、裁判官、会計検査官の懲戒的退職制度の制定に伴うもので、裁判官が裁判官弾劾法により弾劾裁判所の罷免裁判によつて退職させられることとなつた場合及び会計検査院の検査官が会計検査院法の規定により懲戒処分による退職の場合と同様に、恩給受給資格を喪失せしめることとしたのであります。

最後に第五は、親任官の廃止、内閣恩給局長が総理府恩給局長となつたことにより、官制の改正等に伴う字句の修正に類する改正であります。

厚生委員会におきましては、この両法律案とともに恩給の増額に関する諸般の請願及び陳情を一括議題として、去る十月二十七日より四回にわたつて審議を重ねたのであります。この間委員及び政府当局との間に行われし大質疑応答のおもなるものを一、二御紹介申し上げます。

質問 今國會において制定された國家公務員法の規定によれば、「恩給制度は、本人及び本人がその退職又は死亡の当時直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の條件に應じて、その後において適当な生活を維持するに必要な所得を與へることを目的とするものでなければならぬ」と規定しているが、現在の恩給はきわめて低額であつて、この目的を離るることはなほだし

いものがある。この際恩給法を根本的に改正する意思はないか。

答弁 國家公務員法に基く恩給制度の根本的な改革については、今後人事委員会において検討を加えるが、國家財政との関係もあり、未だ成案を得るに至つていない。

質問 一般恩給の根本的改正はともかくとして、現在最も困窮の状況にある老齢者の恩給について、速急に應急的な措置を講じなければならぬと思つていられるが、

老齢者について特別の措置を講じなければならぬ必要は政府も痛感している。財政その他の事情とも期し得るよう一段の努力を拂いたい。

質問 旧軍人軍族の傷病恩給ははなはだしく低額に失するから、これを増額する考えはないか。

答弁 旧軍人軍族の傷病恩給については、一定のやむを得ざる制限があり、厚生年金受給者の問題を解決しないと増額し得ない。厚生年金については、さきに改正の結果増額にはなつたが、改正前の受給者の受給額は増額されておられない。従つて、そのわくに押えられて、旧軍人軍族の傷病恩給も遺憾ながら増額するというわけにいかない実情にある。

かくして審査を終りまして、請願、陳情についてはその採否を後日に譲り、両法律案につきまして、討論を省略して採決いたしました結果、厚生委員会は全会一致をもつて両案とも原案通り可決すべきものと決した次第であります。以上、簡單ですが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡剛吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡剛吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 失業手当法案(内閣提出)

第五 失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡剛吉君) 日程第四、失業手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員長加藤勤十君。

失業手当法案

失業手当法

(法律の目的)

第一條 この法律は、失業保険の被保険者が失業した場合に、失業手当又は失業保険金を支給することを目的とする。

前項の失業保険金は、失業保険法の規定にかかわらず、この法律の定めるところによつて、これを支給するものとする。

(失業手当又は失業保険金の支給)

第二條 政府は、失業保険の被保険者が左に掲げる事項に該当するときは、昭和二十三年三月三十一日までは、失業手当金を、同年四月一日以後は、失業保険金を支給する。

一 離職の日まで継続して六箇月以上、失業保険法に規定する事業所(失業保険の被保険者となつた日前の期間については、同一の事業所に雇用されたこと。

二 この法律施行の日から、昭和二十三年三月三十日までの間に、離職したこと。

前項の規定によつて失業手当金(同項に規定する失業保険金を含む。第十六條の場合を除いて、以下同じ)の支給を受けることができる者が、第六條に規定する期間内に、再び就職した後離職した場合においては、同項に掲げる事項に該当しないと雖も、失業手当金を支給する。

(失業の意義)

第三條 この法律で失業とは、労働者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

この法律で離職とは、労働者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

(支給要件)

第四條 第二條の規定に該当する者(以下受給資格者という)が、失業手当金の支給を受けようとするときは、左の手續をしなければならぬ。

一 離職の日まで継続して六箇月以上、失業保険法に規定する事業所(失業保険の被保険者となつた日前の期間については、同一の事業所に雇用されたこと。

二 この法律施行の日から、昭和二十三年三月三十日までの間に、離職したこと。

前項の規定によつて失業手当金(同項に規定する失業保険金を含む。第十六條の場合を除いて、以下同じ)の支給を受けることができる者が、第六條に規定する期間内に、再び就職した後離職した場合においては、同項に掲げる事項に該当しないと雖も、失業手当金を支給する。

(失業の意義)

第三條 この法律で失業とは、労働者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

この法律で離職とは、労働者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

(支給要件)

第四條 第二條の規定に該当する者(以下受給資格者という)が、失業手当金の支給を受けようとするときは、左の手續をしなければならぬ。

一 第二條第一項の規定に該当することを証明する文書その他必要な文書を公共職業安定所に提出すること。

二 離職後、政令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

(支給金額)

第五條 失業手当金の額は、一日につき、受給資格者の最初の離職前の失業保険法第五條に規定する標準報酬日額の百分の五十五に相当する金額を基準として、政令でこれを定める。但し、政令で定める場合においては、標準報酬日額の百分の三十五に相当する金額から百分の七十五に相当する金額までの範囲内の金額を基準として、失業手当金の額を定めることができる。

(支給期間)

第六條 失業手当金の支給を受ける期間は、受給資格者の最初の離職の日の翌日から起算して、一年間とする。

(待期)

第七條 失業手当金は、受給資格者が公共職業安定所に求職の申込をした日から起算して三十日間、これを支給しない。但し、失業手当金の支給を受けた者が前條に規

定する期間内に再び離職した場合は、この限りでない。

(支給日数)

第八條 失業手当金は、第六條に規定する一年の期間内において、通算して百二十日分を超えては、これを支給しない。

(失業保険との調整)

第九條 受給資格者が、失業保険法

第十五條第一項の規定に該当するに至つたときは、失業手当金を支給しない。

(支給の制限)

第十條 受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、失業手当金を支給しない。但し、紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が、受給資格者の能力からみて不適当と認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

第十一條 第二條第一項に掲げる事項に該当する者が、自己の責に帰すべき重大な理由によつて解雇され、又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合によつて退職した者であるときは、失業手当金を支給しない。

第十二條 受給資格者が、詐欺その他不正の行爲によつて、失業手当金の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業手当金を支給しない。

前項の場合において、政府は、失業手当金の支給を受けた者又はその相続人に対し、当該支給金額に相当する金額の返還を命ずることができ。

(支給方法及び支給期日)

第十三條 失業手当金の支給方法及び支給期日は、政令でこれを定める。

(受給権の譲渡及び差押の禁止)

第十四條 失業手当金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることはできない。

(租税その他の公課の非課税)

第十五條 失業手当金を標準として、租税その他の公課は、これを課さない。

(費用の負担)

第十六條 失業手当金の支給に要する出費は、国庫において、全額これを負担し、第二條第一項の失業保険金の支給に要する費用については、その三分の一は、国庫において、これを負担し、その三分の二は、失業保険法の規定による保険料を以て、これに充てるものとする。

第十七條 失業手当金の支給に関する処分不服のある者は、失業手当審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、失業手当審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起することができる。

前項の審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

(職権審査)

第十八條 失業手当審査官は、必要があるとき認められる場合においては、職権で審査をすることができ。

失業手当審査官は、審査のため必要があると認められる場合においては、失業手当金の支給に關する処分をした官吏に対して、意見を求め、又は受給資格者若しくはその専業主であつた者に対して、報告をさせ、若しくは出頭を命ずることができ。

(失業手当審査会)

第十九條 失業手当審査会は、労働者を代表する者、専業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各、同数を委嘱した者でこれを組織する。

(証拠調)

第二十條 失業手当審査官又は失業手当審査会は、審査のため必要があると認められる場合においては、証人又は鑑定人の尋問その他の証拠調をすることができ。

証拠調については、民事訴訟法の証拠調に關する規定並びに民事訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、過料に処し、又は拘引を命ずることができない。

(申立の期間)

第二十一條 審査の請求又は訴の提起は、処分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内に、これをしなければならぬ。この場合において、審査の請求については、訴願法第八條第三項の規定を、訴の提起については、民事訴訟法第五百八十八條第二項及び第五百九十九條の規定を準用する。

(施行規定)

第二十二條 前五條に規定するものの外、失業手当審査官及び失業手当審査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(時効)

第二十三條 失業手当金の支給を受ける権利は、一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効について、その中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。

(印紙税の非課税)

第二十四條 失業手当に關する書類

には、印紙税を課さない。

(報告、出頭等の義務)

第二十五条 行政廳は、受給資格者を雇用した事業主又は受給資格者に、必要な事項について、報告をさせ、文書を提出させ、又は出頭させることができる。

受給資格者を雇用した事業主は、受給資格者からの請求がある場合においては、命令の定めるところによつて、その者について、その離職に関する証明をしなければならない。

(臨検、質問及び検査)

第二十六条 行政廳は、必要があると認める場合においては、当該官吏に、受給資格者を雇用した事業主の事業所に臨検し、関係者に対して質問し、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

前項の場合において、当該官吏は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(罰則)

第二十七条 事業主、受給資格者その他の関係者が、左の各号の一に該当するときは、これを一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条第二項の規定による証明を拒んだ場合
- 二 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を

し、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 この法律の規定による当該官吏の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する。

附則

この法律は、昭和二十二年十月一日から、これを施行する。

失業手当法案(内閣提出)に関する報告書

(都合により第六十四号の末尾に掲載)

失業保険法案

失業保険法目次

- 第一章 総則
- 第二章 被保険者
- 第三章 保険給付
- 第四章 費用の負担
- 第五章 失業保険委員会
- 第六章 審査の請求、訴願及び訴訟

第七章 雑則

第八章 罰則

附則

第一章 総則

(法律の目的)

第一條 失業保険は、被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする。

(保険者)

第二條 失業保険は、政府が、これを管理する。

(失業の意義)

第三條 この法律で失業とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

この法律で離職とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

(報酬)

第四條 この法律で報酬とは、事業所に雇用される者が、労働の対償として受ける賃金又は給料及びこれらに準ずるものをいう。

賃金又は給料に準ずるものの範囲及び評價に関しては、政令でこれを定める。

第五條 保険料及び失業保険金の額は、標準報酬によつて、これを算定する。

標準報酬に関する事項は、政令でこれを定める。

第二章 被保険者

(当然被保険者)

第六條 左の各号に規定する事業所に雇用される者は、失業保険の被保険者とする。

- 一 左に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの
- (イ) 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のためにする
- 仕立、破壊若しくは解体又は材料の交造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。)
- (ロ) 鉱業、砂鉱業、石切業その他の土石又は鉱物採取の事業
- (ハ) 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- (ニ) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業
- (ホ) 物品の販賣、配給、保管
- 又け賃貸の事業
- (ヘ) 金融、保険、媒介、周旋、

集金、案内又は廣告の事業

(ト) 焼却、清掃又は、と殺の事業

二 法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの

三 前各号に該当しない官公署(國及び地方公共団体に雇用される者に関する特別規定)

第七條 國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものに雇用される者が離職した場合に、他の法令、條例、規則等に基づいて支給を受けべき恩給、退職料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保険給付の内容を超えるものと認められる場合には、前條の規定にかかわらず、政令の定めるところによつて、これを失業保険の被保険者となし、

(任意包括被保険者)

第八條 第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主は、労働大臣の認可を受けて、その事業所に雇用される従業員を包括して、失業保険の被保険者とすることができる。

前項の認可を申請するには、被保険者となるべき者の二分の一以上の同意を得なければならない。被保険者となるべき者の二分の一以上が希望するときは、事業主

は、第一項の認可を申請しなければならぬ。

第一項の認可があつたときは、その事業所に雇用される従業員は、失業保険の被保険者とする。

第九條 第六條の事業所が同條の規定に該当しなくなつたときは、その事業所に雇用される者は、前條の規定による被保険者となつたものとみなす。

(被保険者から除外される者)

第十條 第六條、第八條及び前條の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者は、これを被保険者となし、第一号に該当する者が、一箇月を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つたとき、又は第二号若しくは第三号に該当する者が、所定の期間を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つたときは、この限りでない。

- 一 一日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて雇用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者
- 四 船員保険の被保険者
- 五 十四日以内の期間試みに雇用される者
- 六 事業所の所在地の一定しない事業に雇用される者

(被保険者資格の取得)

第十一條 第六條又は第八條の規定によつて被保険者となるべき者は、その事業所に雇用されるに至つた日、当該事業所が第六條の規定に該当するに至つた日又は前條但書の規定に該当するに至つた日から、その資格を取得する。

(被保険者資格の喪失)

第十二條 被保険者は、死亡し、若しくは離職した日又は第十條本文の規定に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。但し、その事実のあつた日に更に前條の規定に該当するに至つたときは、その日からその資格を喪失する。

第十三條 第八條の規定による被保険者を雇用する事業主は、労働大臣の認可を受けて、同條の規定による被保険者の全部をして、その資格を喪失させることができる。前項の認可を申請するには、被保険者の四分の三以上の同意を得なければならない。

第十四條 被保険者であつた期間は、月を以て計算し、その計算は、被保険者の資格を取得した月

から、これを起算し、その資格を喪失した月の前月を以て、これを止める。

第十五條 被保険者が、失業した場合同期において、離職の日以前一年間に、通算して六箇月以上被保険者であつたときは、保険給付として、失業保険金を支給する。

第三章 保険給付

(受給要件)

第十六條 前條の規定に該当する者が(以下受給資格者という。)が、失業保険金の支給を受けるには、離職後、政令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けなければならない。

(給付額)

第十七條 失業保険金の額は、一日について、標準報酬日額の百分の六十に相当する金額を基準として、政令でこれを定める。但し、政令で定める場合においては、標準報酬日額の百分の四十に相当する金額から百分の八十に相当する金額までの範囲内の金額を基準として、失業保険金の額を定めることができる。

(受給期間)

第十八條 失業保険金の支給を受ける期間は、受給資格者が第十五條第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職の日の翌日から起算して、一年間とする。

第十九條 失業保険金は、受給資格者が公共職業安定所に求職の申込をした日から起算して十四日間、これを支給しない。但し、失業保険金の支給を受けた者が前條第一項の期間内に再び離職した場合は、この限りでない。

(給付日数)

第二十條 失業保険金は、第十八條に規定する一年の期間内において、通算して百八十日分を超えては、これを支給しない。

(給付の制限)

第二十一條 受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、失業保険金を支給しない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が、受給資格者の能力からみて不適当と認められるとき。
 - 二 就職するために、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。
 - 三 就職先の報酬が、同一地域における同種の業務及び技能について行われる一般の報酬水準に比べて、不当に低いとき。
 - 四 その他正当な理由のあるとき。
- 第二十二條 被保険者が、自己の責

に帰すべき重大な事由によつて解雇され、又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合によつて退職したときは、第十九條に規定する期間の満了後一箇月以上二箇月以内の間において公共職業安定所の定める期間は、失業保険金を支給しない。

第二十三條 受給資格者が、詐欺その他不正の行爲によつて、失業保険金の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業保険金を支給しない。

(支給方法及び支給期日)

第二十四條 失業保険金の支給方法及び支給期日は、政令でこれを定める。

(受給権の譲渡及び差押の禁止)

第二十五條 失業保険金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることはできない。

(租税その他の公課の非課税)

第二十六條 失業保険金を標準として、租税その他の公課は、これを課さない。

(費用の支給)

第二十七條 受給資格者が、公共職業

安定所の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する場合においては、政府は、命令の定めるところによつて、受給資格者及びその者により生計を維持されている同居の親族(届出をしないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の移轉に要する費用を支給することができる。

第四章 費用の負担

(國庫の負担)

第二十八條 國庫は、保険給付に要する費用の三分の一を負担する。國庫は、前項の費用の外、毎年度予算の範囲内において、失業保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

(保険料の徴収)

第二十九條 政府は、失業保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

(保険料額及び保険料の負担割合)

第三十條 保険料額は、各月につき、標準報酬月額に保険料率を乗じて得た金額とし、被保険者及び被保険者を雇用する事業主は、各各同額の保険料を負担する。

(保険料率)

第三十一條 保険料率は、被保険者及び被保険者を雇用する事業主に

ついで、各千分の一とする。労働大臣は、政令の定める場合においては、失業保険委員会の意見を聞いて、保険料率を変更する手続をとらなければならない。但し、毎年三月末日又は九月末日において、過去六箇月間に徴収した保険料総額と支給した保険給付総額との差額を失業保険特別会計の積立金に加減した金額が、当該月の翌月から四箇月間に支給せらるべきものと予測される保険給付額に満たないと認められる場合において、緊急の必要があるときは、労働大臣は、失業保険委員会の意見を聞いて、保険料率を変更することができる。

前項但書の場合には、労働大臣は、次の國會において、保険料率を変更する手続をとらなければならない。この場合においては、その変更のあつた日から一年以内、その変更に関しては、國會の議決がなかつた場合には、同項但書の規定によつて変更された保険料率は、その変更あつた日から一年を経過した日から、第一項に規定する保険料率に変更されたものとみなす。

(保険料納付義務者)

第三十二條 事業主は、その雇用する被保険者の負担する保険料を納

付しなければならない。

(報酬からの保険料控除)

第三十三條 事業主は、政令の定めるところによつて、前條の規定により納付する保険料を被保険者に支拂う報酬から控除することができる。

(保険料納付期日)

第三十四條 保険料の納付期日に関しては、政令でこれを定める。

(保険料の督促その他滞納処分等)

第三十五條 保険料を滞納する者があるときは、政府は、期限を指定してこれを督促しなければならない。前項の規定によつて、督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合においては、督促手数料として、政令で定める金額を徴収する。

前二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

政府が、前項の規定によつて、市町村に対し、処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例に

よつて、これを処分する。この場合においては、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。

第三十六條 前條の規定によつて、督促をしたときは、政府は、徴収金額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し督促状に指定した期限までに徴収金及び督促手数料を完納したときその他政令で定める場合は、この限りでない。

第三十七條 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村その他これに準ずるものの徴収金に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

第三十八條 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法第四條ノ七及び第四條ノ八の規定を準用する。

第五章 失業保険委員会

第三十九條 労働大臣の諮問に應じて失業保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、失業保険委員会を置く。失業保険委員会は、被保険者を代表する者、事業主を代表する者

及び公益を代表する者につき、労働大臣が各、同数を委嘱した者でこれを組織する。

前二項に定めるものの外、失業保険委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第六章 審査の請求、訴訟及び不服

(不服の申立)

第四十條 失業保険金の支給に關する処分不服のある者は、失業保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、失業保険審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起することができる。

前項の審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

(職権審査)

第四十一條 失業保険審査官は、必要があるとき認められる場合には、職権で審査をすることができ

る。失業保険審査官は、審査のため必要があるとき認められる場合には、失業保険金の支給に關する処分をした官吏に対して、意見を求め、又は受給資格者若しくはその事業主であつた者に対して、報告をさせ、若しくは出頭を命ずることができ

(訴訟)

第四十二條 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分不服のある者は、労働大臣に訴願することができる。

前項の規定による訴願の提起があつたときは、労働大臣は、失業保険審査会の審査を経て、これを裁決する。

(失業保険審査会)

第四十三條 失業保険審査会は、被保険者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各、同数を委嘱した者でこれを組織する。

(証拠調)

第四十四條 失業保険審査官又は失業保険審査会は、審査のため必要があるとき認められる場合には、証人又は鑑定人の尋問その他の証拠調をすることができ

る。証拠調については、民事訴訟法の証拠調に關する規定並びに民事訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、過料に處し、又は拘引を命ずることができない。

(申立の期間)

第四十五條 審査の請求、訴の提起又は訴願の提起は、処分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内、これをしなければなら

ない。この場合において、審査の請求については、訴願法第八條第三項の規定を、訴の提起については、民事訴訟法第五百五十八條第二項及び第五百五十九條の規定を準用する。

(施行規定)

第四十六條 この章に定めるものの外、失業保険審査官及び失業保険審査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七章 雜則

(時効)

第四十七條 保険料を徴収し、又はその還付を受ける権利及び失業保険金を受ける権利は、二年を經過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効について、その中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政廳のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第五百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(印紙税の非課税)

第四十八條 失業保険に關する書類には、印紙税を課さない。
(報告、出頭等の義務)

第四十九條 行政廳は、被保険者を雇用する事業主に、被保険者の異動、報酬その他必要な事項について、報告をさせ、文書を提出させ、その他失業保険事業の運営に關して必要な事務を行わせ、又は出頭させることができる。

受給資格者を雇用した事業主は、受給資格者からの請求がある場合においては、命令の定めるところによつて、その者について、その離職に關する証明をしなければなら

ない。第五十條 行政廳は、被保険者又は受給資格者に、失業保険事業の運営に關して必要な報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させることができる。

(隠蔽、質問及び検査)

第五十一條 行政廳は、必要があるとき認められる場合には、当該官吏に、被保険者又は受給資格者を雇用し、又は雇用した事業所に臨検し、関係者に対して質問し、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

前項の場合において、当該官吏は、その身分を証明する証拠を携帯しなければなら

ない。第五十二條 この法律に定める労働大臣の職権の一部は、政令の定め

るところによつて、行政廳に委任することができる。

第八章 罰則

第五十三條 事業主が、左の各号の一に該当するときは、これを一万円以下の罰金に處する。

一 第八條第三項の規定に違反した場合

二 第四十九條第二項の規定による証明を拒んだ場合

三 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

四 この法律の規定による当該官吏の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽した場合

第五十四條 被保険者、受給資格者その他の関係者が、左の各号の一に該当するときは、これを五千円以下の罰金に處する。

一 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

二 この法律の規定による当該官吏の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則

この法律は昭和二十二年十月二日から、これを施行する。

失業手当法第二條の規定に該当する者が、同法の規定によつて失業手当又は失業保険金の支給を受けたときは、その支給を受けるに於いて計算された同條第一項第一号の期間中被保険者であつた期間は、第十五條第一項の被保険者であつた期間に、これを加算しない。

失業保険法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第六十四号の末尾に掲載〕

〔加藤勤十君登壇〕

○加藤勤十君 たいだいま議題となりました、政府提出にかかる失業保険法案及び失業手当法案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

両法案は、現下の経済危機突破の総合的な対策として樹立いたしました経済緊急対策の一環として制定を見ることとなつたのでありますが、そのうち

失業保険は、新憲法により定められた國民の最低生活の保障の精神に則り、文化圏における失業者に対する恒久的な社会施設として、失業した労働者に対し失業保険金を支給するとともに、その就業の促進をはかり、失業者の生活の安定をはかることを目的とするものであり、これに対し失業手当は、失業保険の保険給付が開始せられるまでに必要な六箇月の期間において発生すると予見される失業者に対し失業手当を支給することを目的とするものでありまして、両者相まつて今後の失業対策の中核をなすものと考えられるのであります。

失業保険制度は、すでに欧米の先進國におきましては三十年以上の歴史をもつており、わが國でも從來しばしば識者によつてその必要が唱道されてきたのでありますが、政府は今回遅ればせながら、新憲法の精神に則り、各國の失業保険の長をとり、その調査立案を進めておりましたところ、成案を得たので本國会に提出せられ、労働委員会に付託となつたのであります。しかして本委員会は、九月十六日から十一月十三日に至るまで十二回にわたつて開催し、慎重に審議をいたしました次第であります。政府からは片山総理大臣、米窪國務大臣その他の政府委員が出席せられ、眞摯なる答弁、説明があつたのであります。以下、その主要な点を

申し上げます。まず、本法案審議の前提となる政府の経済再建計画、労働政策、産業合理化の基本方針及び完全雇用、失業対策について政府の所信を質しましたところ、政府よりは次のやうな答弁があつたのであります。

第一に、経済再建計画については、組閣後樹立した八項目の経済緊急対策を足場として今後長期の経済再建計画を立て、これに基いて實際的、効果的に諸施策を行つていきたいとの答弁があつたのであります。

第二に、経済再建の基盤たる労働政策については、労働運動の進み方を健全にするとともに、経営協議会の活用によつて労資間の諸問題を解決し、他方事業家が私利私欲にはしらぬようにしたいとの答弁があつたのであります。

第三に、経済再建と関連いたすのであります。産業合理化の基本方針については、企業経営上の冗費を省き、生産能率を向上し、従業員の配置轉換等により極力経営の健全化をはからせたいが、他方職業生活の安定の見地から努めて失業者を出さぬようにする所存であるとの答弁があつたのであります。

第四に、完全雇用策、失業対策については、何よりも輸出産業、中商工業等の振興によつて経済の復興をはかつ

て労力を吸収したいが、完全雇用を果し得ない現実もあるので、やむを得ず出る眞実の失業者に対しては、職業紹介機關運営の効率化、公共事業、職業指導事業、職業指導の充実、失業保険、失業手当の実施等によつて就労の促進と失業時の生活保障をしてまいりたいとの答弁があつたのであります。

次に、本法案の審議に入り、まず本法案を実施するにあつて予想される諸種の弊害についての政府の所信を質すとともに、從來の退職手当との関係について政府の見解を求めたところ、次のやうな答弁があつたのであります。

第一に、失業保険は情民を養成する結果にならぬかとの質問に対し、政府からは、資格期間、待期、受給期間等にそれ〴〵限度を設けておること、支給金額と実収賃金との間に相当の差を設けていること、殊に定期的に公共職業安定所に自身出頭して失業の認定を受けることを必要とし、相当の理由なく公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んだときは給付を制限することとしているので、いたすらにぶらぶらしながら支給を受けるやうな弊には陥らないと思ふとの答弁でありました。

第二に、両法が施行されると、各工場でも必要に人員整理を促進され、いわゆる首切り法律となるのではないかと

との質疑に對しまして、政府からは、新憲法下の文化圏の失業対策として制定されるものであり、國會に本法案を提出した際における労働大臣談話として發表したごとく、本法が首切りの交換問題になるやうなことは嚴に戒め、本法を悪用する業者に対しては反省を求めるとの答弁がありました。

第三に、失業保険金、失業手当金と從來の退職手当との関係については、退職手当は労働者の勤続年限に應じて増進して支給されるものであり、離職後の生活保障的な意味もあるが、失業保険金または失業手当金とは別個の意味をもつておるので、失業保険金または失業手当金の支給を受けることができない者について退職手当を考慮することとはしないとの答弁があつたのであります。

続いて、本法案の各條項について詳細に政府の説明を求めたのであります。

第一に、失業保険法案第七條の、政府職員を當然被保険者の中から除外することについては、政府職員各個人別に除外、加入のいかんを決するのではなく、現行の政府職員に対する退職給與の額を實質的に失業保険金の支給額よりも上げることによつて一括して除外する方針であるとの答弁があつたのであります。

第二に、失業保険を労働組合に代行

せしめてはどうかとの質問に對しまして、政府からは、失業保険は、失業という政治的、経済的、社会的原因によつて発生する現象を、大数の法則に基き危険を分散して行つ保険制度であつて、個々の労働組合においては経営が成り立たない、保険と不可分の関係にある失業の認定と就業の斡旋とが密接に關連し、全國的組織の國管紹介機關である公共職業安定所で行わしめることが適當である、これらの理由から、労働組合に失業保険を代行せしめることには困難があるから、將來の問題として研究したい旨の答弁があつたのであります。

第三に、失業保険金の支給額には扶養家族を考慮してはどうかという質問に對して、政府よりは、失業保険金の支給の基礎となる賃金のうちには家族手当を含むこととしてゐるから、扶養家族の数は支給額の中に考慮されてゐるといふ答弁があつたのであります。

第四に、失業保険金の支給を受けつつやみ行爲をするようなことはいかにして防止するかという質問に對しまして、政府からは、定期的に公共職業安定所に自身出頭して失業の認定を受けることを必要としてゐることから、かかることは相當程度防止できるが、なおこの点は今後運用にあつて十分考慮したいといふ答弁があつたのであります。

第五に、失業の認定方法いかんについて質問がありました。これに對して政府からは、失業の認定は公共職業安定所長がするのであるが、その認定の基準については失業保険委員会にも諮つて示したいとの答弁がありました。

第六に、保険給付に要する費用の負担の割合については、政府、事業主、労働者各三分の一を、労働者の負担を軽減するため、政府の負担を十分の四としてはいかんとの意見がありました。これに對して政府からは、財政の負担力よりして原案が適當と考ふる旨の答弁があつたのであります。

第七に、保険給付に對する不服の申立に對する裁決の方法を從來の社会保険のように煩雜なものとなせず、簡易なものにしてほしいという意見があつたのに對しまして、政府からは、單獨の失業保険審査官を配置して、簡易迅速に不服の申立を処理し得るようになつてあるとの答弁があつたのであります。

第八に、失業保険委員会については、議案審議の意義及び権限の範圍について政府の所見を質したのに對し、政府からは、委員会は決議機關でなく、民主的運営をはかる諮問機關であるとの答弁があつたのであります。

次に、公益を代表する委員の選出にあつては、從來の委員会に見られるような偏つた選出方法によらないでほしいという意見に對しまして、政府としては廣く國民的立場から人選をすることとしたいとの答弁があつたのであります。

第九に、第五十三條及び第五十四條に規定してゐる最高一万円または五千円の罰金は、現在のインフレ下低きにすぎると思ふ、むしろ刑律を科し得ることとしてはとの意見に對しまして、政府からは、通貨の安定した先においては低いとは思われぬし、他の社会保険との振り合ひを考へて、この程度で適當だと思ふとの答弁があつたのであります。

かゝりましたして、本法案に對する質疑は十月三十日終了し、十一月十四日に討論にはいりましたところ、社会党前田和男君より各派一致の修正意見が述べられ、原案に對する修正議決をした次第であります。その主たる修正点を讀み上げます。

第一に、去る九月一日より施行せられた労働基準法において、労働者が労働の対象として事業主より受けるものはすべて賃金といたすことになつたのに相應し、本法案中標準報酬または報酬を賃金に改め、これに關連しては失業手当給付及び保険料について規定してある失業保険法第四條、第五條、第十七條、第三十條、第三十三條、第三十四條及び失業手当法案第五條に所定の修正を加ふることとしたし

たのであります。

第二に、失業保険法第十四條の被保険者期間については、現在の労働者の實際働日数を十日以上をもつて一月とすることにし。

第三に、失業保険法第十七條及び失業手当法案第五條の支給金額に關する規定については、失業保険金または失業手当金算定の基礎となる賃金のきめ方を、各種の賃金の形態に應じて明確に規定し、物價の上昇に伴つて失業保険金額表を改定し得る規定を設けるとともに、失業した労働者の最低生活の保持及び財政上の負担軽減の見地より、若干の減額規定を設けることとしたのであります。

第四に、同法第十九條の十四日間の待期は失業した日数七日に改めることとし、これに相應して失業手当法案第七條を修正したのであります。

第五に、失業保険法第二十一條の給付の制限中に、職業安定法案の第二十條の規定に應じて労働争議の発生している事業所に受給資格者を紹介したときは、これを正当に拒み得る場合に加えたのであります。

第六に、失業保険法第二十四條及び失業手当法案第十三條の失業保険金または失業手当金の支給方法及び支給期日に関する規定については、支給の回数及び期日を原則として一週間に一回と明示することとし、

第七に、失業保険法第四十九條、第五十一條及び失業手当法案第二十五條、第二十六條の規定に關し、「出頭」または「臨検」等の字句は、新憲法下の法律の文句として適當でないと考え、それらに對する修正を加へました。

第八に、失業保険法の民主的運営をはかるべき失業保険委員会の規定を修正して、その権限等を明確にすることとしたのであります。

第九に、保険給付に重大な關係のある給付の制限の認定基準、失業保険金または失業手当金の支給期日等の変更及び就職のために必要な事項は、必ず本委員会の意見を聽いて定めることに修正したのであります。

第十に、失業保険法第五十三條、第五十四條及び失業手当法案第二十七條の罰則に關する規定については、労働者災害補償保険法の規定と同様に、最高六箇月の懲役を科し得ることとし、なお、被保険者に支拂う賃金より保険料を控除したにもかかわらず保険料を納付しない事業主に對しても罰則を適用したることとしたのであります。

最後に、本法案審議の經過に鑑み、両法案の実施期日を十一月一日とするにとし、さらに失業手当金の支給に關する失業保険金との調整規定を修正することとしたのであります。

以上、簡單であります。御報告を

終る次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。

これにて議事日程は満了いたしました。次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

出席國務大臣 労働大臣 米窪 満亮君

出席政府委員 法制局長官 佐藤 達夫君

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 伊藤 佐君

通信政務次官 権熙 三郎君

労働政務次官 土井 直作君

労働事務官 上山 顯君

衆議院会議録第四十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
三〇	三	二	解に	解散に
三〇	三	三	組会におは	組合におい
三〇	三	三	て	て
三〇	三	三	会か擴充	会を擴充
三〇	三	三	絶對は	絶對に
三〇	三	三	借家業を營	貸家業を營
三〇	三	三	みます	みます
三〇	三	三	解体と弊	解体の弊

東京都新宿区市ヶ谷本村町 印刷局